

第4章 施策・個別事業

1 介護予防・生活支援施策の推進

1-1 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

施策の目的

高齢者の多様なニーズに対応し、できる限り住み慣れた地域でなじみの関係性を保ちながら生活を続けられるよう、NPO、民間企業、ボランティア、社会福祉法人等の多様な実施主体による重層的な介護予防・生活支援サービスの提供体制を構築します。

また、このような体制の構築を通じて、高齢者が社会参加の機会や社会的役割を持つことで生きがいを感じてもらうとともに、今後不足することが明らかな専門性を持った介護人材を中重度者のケアにシフトさせ、介護保険制度の持続可能性を確保しながら効果的で効率的な支援を行います。

現状と課題

平成29年4月に介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業という。）を開始し、自立支援型の介護予防ケアマネジメントに取り組み、要支援認定者及び事業対象者向けに、訪問型サービス事業、通所型サービス事業、また訪問と通所を組み合わせ、リハビリ専門職が生活行為を改善し、自立への動機づけを行う短期集中型介護予防サービスを実施しています。特に、短期集中型介護予防サービスについては、実施事業者に加え、市、安城地域リハビリネットワーク、地域包括支援センター、生活支援コーディネーターで積極的に改善に向けた意見交換を重ねることにより、開始当初に比べ実施数、実施内容も充実してきており、効果も確認できています。

65歳以上の誰もが参加できる介護予防事業（一般介護予防事業）として、身近なところで介護予防に取り組めるようにサロン活動や町内健康体操教室など、地域住民による活動の支援や福祉センターでの介護予防教室等を行っています。月1回以上開催する住民主体の「通いの場」は、生活支援コーディネーターによる伴走支援や、「高齢者地域生活支援促進事業」による支援により、生活支援体制整備事業を開始した平成27年度に80か所であったものが、令和元年度末には183か所にまで増え、か所数、参加者数ともに同一人口規模の自治体と比べて多い状況です。さらに町内健康体操教室を70か所で開催するなど、一般介護予防事業は充実してきました。

課題として、住民主体の「通いの場」は充実しつつあるものの、要支援認定を受ける等何らかの支援が必要になっても参加を続けられるような場は多くはありません。また、「通いの場」

の担い手が固定化、高齢化し、生きがいを得られる以上に負担に感じる人もおり、活動を継続することが困難になってきている場所もあります。

また、ゴミ出し等の支援が必要な人のちょっとした困りごとへの対応など、生活を支援する住民主体の活動は徐々に増えつつあるものの多くはありません。

調理・洗濯等の身体介護を必要としない生活支援訪問サービスについては、専門性を持った有資格者ではなく、安城市独自の研修を修了した「あんジョイ生活サポーター」に担い手となってもらうよう、養成講座を行い300人弱を養成し、介護サービス事業所とのマッチングも行ってきましたが、実際に就労に結びついたのはごくわずかであり、制度の再検討が必要です。

通所型サービスについては、身体介護の必要性の有無により、旧来相当サービス（主に食事や入浴を伴う朝から夕方までのデイサービス）と基準を緩和したサービス（運動器の機能向上訓練に特化した短時間のリハビリ中心のデイサービスや、閉じこもり予防のためのレクリエーションのみを行うミニデイ等）の振り分けを行うこととしていますが、身体介護の必要性がなくとも旧来相当サービスを使う例が見られ、通所型サービスの利用者のうち、基準を緩和したサービスの利用者の割合は9.7%に留まっています。プランナーと事業所に実施したアンケートによると、主な要因として、緩和型を勧めても、本人・家族が長時間のデイサービスを希望すること、採算性の面から緩和型サービスの実施事業所が少ないこと、そもそも基準緩和型サービスの目的や内容がわからないなどが挙げられました。基準を緩和したサービスの目的は、身体介護の必要のない比較的軽度な人（入浴や食事が自立している人）に対し、能力に応じた柔軟な支援、自立に資するサービスに特化し、介護サービスに過度に依存しない自立した元の生活へ戻すことです。さらに、サービスを必要なものに絞ること、人員基準や設置基準が緩和されることから、旧来相当に比べ低廉な価格でのサービス提供が可能であり、サービス利用者にとっても保険者にとっても費用負担が低く抑えられます。

短期集中型介護予防サービスについては、地域包括支援センターだけでは自立支援に向けた利用者の残存機能と改善可能性の評価が難しいこと、プランナーの人員配置に余裕がないこと、またサービス提供事業所が偏在していることなどから、利用が進みにくい地域があります。

介護予防ケアマネジメントについては、単なる介護保険サービスのみによるものや利用者・家族の意向を尊重するあまり、自立支援を十分に果たせていないプランもあります。そのため、社会資源を踏まえつつ、利用者の自立支援を見据えたアセスメントを行い、地域課題の発掘につながるような視点が必要です。

高齢者が主体的に介護予防や支え合いに取り組めるよう、地域包括ケアや総合事業の理念について周知を図る必要があります。

施策の方向

高齢者が住み慣れた地域で安心して、できる限り健康で自立した生活を送るためには、『安城市版地域包括ケアシステム』の深化・推進が必要であり、総合事業の推進はその実現のために必要な要素の一つであり、手段です。総合事業を推進することは、結果として地域の支え合い体制を推進することになります。そもそも、地域の支え合いの体制がなければ総合事業の理

想とする姿の実現は不可能です。総合事業は介護保険サービス、民間サービスの提供体制や、地域の支え合い体制の熟度により、その事業の形を深化させていく必要があります。

事業の推進には、地域の支え合い体制を基盤としたサービス提供体制の整備と、介護予防ケアマネジメント能力の向上を両輪として推進していく必要があります。

地域の支え合い体制の推進のため、引き続き生活支援体制整備事業を実施します。

介護予防ケアマネジメントの強化として、令和2年度から開始した「自立支援サポート会議～みんなでもう一歩～」(次項参照)を継続開催し、より多くの職種の参加を進めます。また、地域包括支援センターが介護予防アセスメントをする際に、リハビリ専門職(理学療法士、作業療法士等)が同行訪問し、生活状況の把握とともに、サービス利用者の自立を動機づけ、目標設定を支援する「リハビリ専門職によるアセスメント支援事業」を令和2年度から開始しており、当事業の利用促進を行います。さらに、アセスメントの質を高めるには地域包括支援センターにおけるプランナーの安定した人員確保が欠かせませんが、現状の制度では採算性から十分な人員配置となっていないところもあり、制度の見直しを実施します。

単なる介護保険サービスだけに限定するケアマネジメントから脱却し、その人に本当に必要な場所や支援を介護保険サービスに限定せず、幅広く探し、無ければ創り出し、組み合わせるケアマネジメントが必要です。一時的な入院や介護が必要になっても、地域社会の中から切り離されることのないよう、なじみの関係を継続できるようにしていく必要があります。

なお、介護予防については、引き続き、予防効果の高い短期集中型介護予防サービスの積極的な利用促進や高齢者等の主体的な取組みを働きかけるほか、KDB データ・健診データ・医療レセプト、介護保険給費実績データやフレイルチェックリスト等を活用し、対象者の絞り込みを行ったうえでのより効果的なハイリスクアプローチ、「通いの場」での保健師やリハビリ専門職等によるフレイルチェックや啓発等のポピュレーションアプローチを保健センター、国保年金課、地域包括支援センター、医師会、リハネット、生活支援コーディネーター等と協働し、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施できるよう制度を構築します。

このように、生活機能向上等の高齢者本人への支援だけではなく、地域づくり等の高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれた取組みを実施します。

自立支援サポート会議 ～みんなでもう一歩👉～

【目的】

自立型ケアマネジメントの強化、多職種の見点によるケアの質の向上

【開催日】

毎月第4木曜日 午後2時～午後3時30分

【対象】

要支援者等でよくある事例（困難ケース以外）

【参加者】

誰が参加しても歓迎（下記は一例）

市、地域包括支援センター、ケアマネジャー、薬剤師、リハビリ専門職、
管理栄養士、看護師、生活支援コーディネーター、介護サービス事業者等

【効果】

- ・高齢者の生活課題の把握（個別事例）⇒地域の課題の把握⇒政策立案
 - ・専門性の技術移転（在宅医療介護連携）
 - ・インフォーマル資源の共有、不足する資源の把握等
- ★会議を繰り返す中で、目指す姿の方向性を共有
- ★地域支援事業が有機的に連動し、つながる。

「このケースを考える」のではなく、「このケースで考える」ことで、他の事例でも応用可能な手法を学びます。ケースの解決を目的とするわけではありません。

みんなのルール7箇条

- ①心をこめて、傾聴します（みんな対等でフラット）
- ②否定せず、批判せず、非難せず、断定せず
- ③質問は、その意図を伝え、思いやりをもって
- ④考えが変わること（自己変容）を良しとする
- ⑤プロフェッショナルの専門性を発揮し、互いを尊重
- ⑥利用者の本当の幸せ、望む暮らしに思いを馳せよう
- ⑦参加を楽しむ、まじめにふざける



【個別事業】

NO	事業名	内容	関係課
1-1-1	訪問型サービス事業	要支援認定者及び事業対象者に、ホームヘルパー、地域住民やボランティアが自宅を訪問して、日常生活での生活援助等のサービスを提供します。	高齢福祉課
1-1-2	通所型サービス事業	要支援認定者及び事業対象者に、通所型サービス事業者や住民団体で開催する「通いの場」等で生活機能の向上を目指したサービスを提供します。	高齢福祉課
1-1-3	短期集中型介護予防サービス	日常生活に支障のある生活行為を改善し、介護予防に取り組めるようリハビリの専門職が3か月～6か月の短期間に集中して支援します。なお、効果を高めるため、サービス終了後に地域の「通いの場」につなげるなど活動的な生活を送れるよう、地域包括支援センター、生活支援コーディネーターと連携し実施します。	高齢福祉課
1-1-4	介護予防ケアマネジメント	地域包括支援センターが要支援認定者及び事業対象者に対して、総合事業によるサービス等が適切に提供できるように、自立支援の視点によるアセスメントやケアプランの作成等ケアマネジメントを行います。	高齢福祉課
1-1-5 [新規]	自立支援サポート会議～みんなでもう一步～	よくあるプランのケース検討を多職種で行うことにより、自立型ケアマネジメントの強化と多職種の視点によるケアの質の向上を目指します。	高齢福祉課

NO	事業名	内容	関係課
1-1-6	介護予防把握事業	市や地域包括支援センター等で収集した情報（KDB、医療レセプト、問診票、介護保険給付実績データ等）を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する人を把握し、介護予防活動へつなげます。 また、「通いの場」等において、保健師・リハビリ専門職等によるフレイルチェック等を実施します。	高齢福祉課 健康推進課 国保年金課
1-1-7	介護予防普及啓発事業	老人クラブや町内会等に保健師等を派遣し、介護予防、フレイル予防、健康に関する講話を実施することで、健康に関する正しい知識の普及と介護予防に対する意識の高揚を図ります。 また、広報紙やパンフレットを活用した啓発も行います。	健康推進課 高齢福祉課
1-1-8	地域介護予防活動支援事業	すべての福祉センターにおいて介護予防講座（すっきり・しゃっきり健康教室等）を開催しています。町内公民館等に体操講師等を派遣し（町内健康体操教室）、筋力維持向上のための体操や認知症予防のための指導等を行い、健康づくりへの意識高揚を図り、要介護状態等になることを予防します。 「通いの場」、体操教室など様々な場面に保健師やリハビリ専門職等が関与し、フレイルチェックを実施します。	高齢福祉課 社会福祉協議会
1-1-9	地域リハビリテーション活動支援事業	地域の介護予防活動の担い手の育成や支援を必要とする人への対応力の向上、介護予防の取組みを強化するため、住民主体の「通いの場」へのリハビリ専門職等による助言を実施します。	高齢福祉課
1-1-10 [新規]	リハビリ専門職によるアセスメント支援事業	地域包括支援センターが介護予防アセスメントをする際に、リハビリ専門職が同行訪問し、生活状況の把握とともにサービス利用者の自立を促す目標設定を支援します。また本事業の実施により、プランナーのスキルアップを図ります。	高齢福祉課

1-2 認知症施策の推進

施策の目的

今後の高齢化の進展に伴い、これまで以上に認知症高齢者等が増えていくことが予測される中、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを行います。

現状と課題

さらなる高齢者の増加に伴い、認知症高齢者も増加し、認知症の人への支援の重要性が増しています。高齢者等実態調査において、介護が必要となり施設入所を考える理由の上位に「医療・認知症への専門的なケアの必要性」が挙げられており、在宅生活を送るうえで、認知症の症状への適切な医療や介護支援が受けられることが重要です。「認知症疾患医療センター」、「認知症初期集中支援チーム」、認知症サポート医、かかりつけ医等の医療機関や、地域包括支援センター、社協、介護サービス事業所等の関係機関と連携しながら、早期発見・早期対応に向けた支援体制の構築に努めています。

認知症高齢者が、できる限り住み慣れた地域で、安心して自分らしい暮らしを続けるために、地域における見守り活動や、集いの場の充実を図っています。民間事業所の協力を得て高齢者見守り事業ネットワークに加え、認知症に理解の深い企業として「あんじょう認知症“思いやり”企業」の登録を開始しています。

認知症サポーター養成講座を継続的に実施し、令和元年度末で延べ12,000人の認知症サポーターが養成されました。また、実践活動に結びつけるため、「ステップアップ講座」を開催し、講座受講者に地域活動の担い手として活躍していただけるように仕組みづくり、働きかけを始めています。

課題は、市民の認知症の正しい知識と理解がまだ十分ではないこと、医療・介護の連携が十分ではないこと、認知症の人とその家族を支援する資源の不足、支援する資源は少ないながらも、認知症の人とその家族が相談窓口、サービス、地域資源を把握できていないこと（周知不足）、認知症に伴う運転免許証の返納により生じる生活上の困りごとへの対応、認知症の人を支えたいと考えているサポーターを活躍へとつなげる仕組みが十分に整備されていないこと等が挙げられます。

施策の方向

当市のこれまでの取組みや、国の「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症の人とその家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」の考えに基づき、認知症になっても普通に暮らせるまちづくりを目指します。

これまで、市に配置された認知症地域支援推進員が中心となり認知症施策を企画・立案し、関係機関の協力を得て推進してきましたが、これからは認知症地域支援推進員に加え、認知症の人をはじめとする高齢者の身近な相談窓口である地域包括支援センター、長年にわたり地域福祉活動を支援し、地域資源に明るい生活支援コーディネーターとともに、日常生活圏域ごと

に地域に根差した認知症施策を推進していきます。この3者が中心となり戦略を立て、医療機関・介護サービス事業者・地域資源（町内福祉委員会、「あんじょう認知症“思いやり”企業」をはじめとした民間企業、社会福祉法人、NPO等）との連携を強化します。その一つとして、「認知症サポーター養成講座」及び「ステップアップ講座」を実施するとともに、講座開催後の地域支援活動につなげる仕組み（「チームオレンジ」）を整備します。認知症の人とその家族のつどいの場、また市民への認知症に関する情報提供の場として、認知症カフェの充実を図ります。認知症カフェだけでなく、認知症になってもなじみの場所に通い続けることができるよう、サロン等の既存の「通いの場」の担い手、また、「あんじょう認知症“思いやり”企業」や「生活支援・見守り協力店」に対して認知症に関する正しい知識の周知及び啓発を図ります。

「認知症初期集中支援チーム」においては周知啓発とともに、その活動の評価・充実を図ります。

消費者安全確保地域協議会の設置支援や情報共有により、認知症の人への消費者被害や権利擁護に努めます。

認知症の人が、道がわからなくなってしまう場合などの支援として、「見つかるつながるネットワーク」及び個人賠償責任保険（※個別事業1-2-2参照）の継続実施とともに、「認知症高齢者捜索・声かけ模擬訓練」の実施等により市民への啓発を行います。

【個別事業】

NO	事業名	内容	関係課
1-2-1	認知症初期集中支援推進事業	認知症専門医、看護師、社会福祉士等の専門職で構成される「認知症初期集中支援チーム」が、早期診断・早期対応に向け、関係機関との連携により医療機関への受診や介護サービスにつながるよう認知症の人とその家族を支援します。	高齢福祉課
1-2-2	認知症高齢者見守り事業	認知症高齢者等がひとり歩きにより所在不明となった場合に、居場所を表示するシステムを活用し、早期発見を図ります。 行方不明高齢者等の早期発見及び保護のため、「見つかるつながるネットワーク」で市民、警察、関係機関と連携・協力しています。 また、認知症高齢者の偶然の事故により引き起こされる個人賠償責任を補償する保険料を市が負担することにより、認知症の人とその家族が安心して在宅生活を継続することができるよう支援します。（※個人賠償責任保険）	高齢福祉課

		「認知症高齢者捜索・声かけ模擬訓練」を実施することにより、対応力の向上と「見つかるつながるネットワーク」の普及啓発を図ります。	
1-2-3 [新規]	認知症サポーターの養成と活用 （「チームオレンジ」の整備）	キャラバン・メイト養成研修修了者が、地域や職域の集まり、学校、児童クラブ等に出向いて認知症に関する認知症サポーター養成講座を開催します。 「チームオレンジ」の整備に向けて、認知症サポーターを対象にさらなる理解を深めるため「ステップアップ講座」を開催し、支え手として地域における活躍の場をつくります。	高齢福祉課
1-2-4	認知症カフェの充実	認知症の人とその家族、地域住民、専門職の誰もが気軽に参加でき、集う場所としての認知症カフェの継続と充実を図ります。安心できる交流の場と本人、家族の意思決定やその発信、認知症支援に関する情報共有が行える場を目指し、開設支援、担い手の養成、マッチングを行います。	高齢福祉課
1-2-5	従事者向け認知症対応力向上研修等の実施	認知症支援に従事する医療機関、介護事業所職員向けの認知症対応力向上や多職種連携の推進を図る研修等を「認知症初期集中支援チーム」、「在宅医療サポートセンター」等と連携し実施します。	高齢福祉課

1-3 家族介護者に対する支援

施策の目的

地域での支え合いや家庭での温かい介護につながるよう、介護者の身体的・精神的・経済的負担の軽減を行うことにより、要介護者の在宅生活の継続や質の向上を図ります。

現状と課題

長期間にわたる介護、老老介護、認知症介護等の場合には、家族介護者の負担が大きくなります。介護している人の労をねぎらい、福祉の増進を図ることを目的として、在宅ねたきり高齢者等介護人手当事業、おむつ費用助成事業を実施しています。

また、家族介護者の孤立化防止や、心身の負担軽減のため、介護者のつどい等、介護者の仲間づくりと情報交換ができる機会をつくっています。

支援を必要とする家族介護者に対して、助成・手当等の支援がいきわたるよう、事業の周知を図る必要があります。

施策の方向

助成・手当の申請については、民生委員及びケアマネジャーと連携して周知することにより、申請漏れの防止を図るとともに、民生委員等により申請方法を含めた事業内容の周知を行います。

介護者のつどいについては、男性介護者や育児中の介護者等より多くの家族介護者が参加できるよう民生委員及びケアマネジャーと連携して周知を図ります。

介護教室については、生活に役立つ身近な内容とするとともに、気軽に参加できるよう、引き続き町内会単位での開催を働きかけます。

また、介護離職を防止し、仕事と介護の両立を支援するため、育児介護休業法等の制度や、都道府県に設置されている相談窓口の周知を図ります。

【個別事業】

NO	事業名	内容	関係課
1-3-1	在宅ねたきり高齢者等介護人手当事業	在宅ねたきり高齢者等を介護している人の労をねぎらうために、介護人手当を支給します。 [対象] 市内居住の65歳以上で3か月以上ねたきり又は同程度の介護を要する認知症状態が続いている人を介護している人	高齢福祉課
1-3-2	おむつ費用助成事業	おむつの必要な高齢者を介護している人の労をねぎらい、福祉の増進を図るため、市内の指定した薬局で利用できるおむつ費用助成利用券を交付します。 [対象] 在宅ねたきり高齢者等介護人手当の受給者でおむつの必要な高齢者を介護している人	高齢福祉課
1-3-3	介護者のつどい（家族介護支援事業）	介護者が日ごろの悩みや不安を相談するとともに、レクリエーションや講座等を行い、お互いの情報交換や仲間づくりの場を提供します。	社会福祉協議会
1-3-4	介護者支援事業（介護教室の開催）	介護者及び介護に関心のある人を対象に、介護の基本的な技術や知識の習得、介護予防の知識の普及等を図る介護教室を開催します。	高齢福祉課 社会福祉協議会



1-4 医療と介護連携の推進

施策の目的

医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくために、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリ専門職、介護専門職等が協働し、在宅医療・介護を切れ目なく提供できる体制を強化します。

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることの意義は、通い慣れた近所や行きつけの場所、住み慣れた自宅や気心の知れた家族等、なじみの関係性を維持しながら、よい環境で過ごすことです。高齢期において入院や入所により居所が変更することは大きな負担を伴います。入院すれば医療職による医療的ケアを、介護施設に入所すれば介護専門職による専門的なケアを受けられます。しかし、その間にはなじみの関係性が断たれてしまいます。高齢期においては、一時的に入院することはあっても、病状が特定できている症状が安定している、また人生の最終段階における不可逆的な病状の段階等において、在宅療養を希望する人もいます。また、高齢者等実態調査によると、介護を受けたい場所として「自宅」と回答した人が 63.7%、人生の最期を自宅で迎えたいと望んでいる人が 49.9%います。適切な在宅医療と在宅介護サービス、また介護力等の家庭環境の条件を整えば、住み慣れた在宅でなじみの関係を維持しながら生活ができ、急変時には再入院、病状が安定すれば在宅へ戻るといった生活を送ることが可能です。また、地域住民が人生の最終段階におけるケアの在り方や在宅での看取りについて理解することは、適切な在宅療養を継続するために重要です。

現状と課題

医療・介護・福祉の関係機関が参加して、地域の在宅医療・介護連携の実態の把握、課題の共有、課題に応じた取組みを「地域ケア推進会議」の場で検討し、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築に取り組んでいます。また、毎年 15 回程度の研修を重ね、顔の見える関係づくり、在宅療養に関するスキルアップに取り組んできました。

平成 30 年度から安城市医師会に「在宅医療サポートセンター」の運営を委託し、医療資源の把握、病院・診療所と介護事業所との連携における課題の抽出・分析・対応策の検討、地域の専門職等からの相談・コーディネート等を行っています。これまでの取組みにより、日常の療養支援における連携体制は整いつつありますが、今後は特に看取り期における連携体制を充実させていく必要があります。「本人が望む場所で最期まで今を生きることが出来る」を実現するためには、市民が自らの人生を積極的に選択できるように ACP の普及促進をしていく必要があります。そのためには、病院と療養生活を支える関係機関の連携のさらなる促進と住民が人生会議に参加し、自らの意思を決定できるよう専門職が支援方法を習得し、実践できることが課題となります。

また、近年の災害の発生や感染症の流行も踏まえ、継続的なサービスの提供を行うため、地域における在宅医療・介護連携が一層求められます。

施策の方向

在宅の要介護者の増加に伴い、今後も在宅医療・介護に関するニーズが高まることが予想されます。在宅医療・介護の提供体制の充実を図り、看取り体制の強化や ACP の理解促進を目的とした研修等により、医療・介護・福祉の専門職など多職種のさらなる連携、ガイドブックの配布等による市民への周知啓発に取り組みます。

災害の発生状況や感染症の流行も踏まえ、継続的なサービス提供を維持するため、地域における在宅医療・介護連携が一層求められます。病院、医師会、介護事業所と連携を強化し防災や感染症対策についての周知啓発、研修の開催、ICT を活用した会議の実施等を推進していきます。

また、高齢者が安心して自宅で生活できるよう在宅医療に関する相談業務や切れ目のない在宅医療を目指し、安城市医師会、安城市歯科医師会、安城市薬剤師会、安城更生病院、八千代病院とともに協力し取り組んでいきます。

【個別事業】

NO	事業名	内容	関係課
1-4-1	多職種連携のための人材育成研修	「顔の見える関係」をつくり、医療・介護・福祉の専門職種間の相互理解を深め、連携を推進するための研修を実施します。 看取り、ACP、認知症支援施策、災害時や感染症対策を重点的なテーマとします。	高齢福祉課
1-4-2 [新規]	看取り体制構築のための研修と市民啓発	看取り体制の構築のため、専門職における ACP の理解や取り組み方法、情報の共有等の体制を構築します。また、市民にガイドブック等を配布し、ACP に取り組めるよう支援します。	高齢福祉課
1-4-3 [新規]	ICT を活用した情報連携	「サルビー見守りネット」を活用した情報連携のほか、オンライン会議を活用した入院・退院カンファレンスやサービス担当者会議を実施できる体制整備を推進します。	高齢福祉課
1-4-4	在宅医療に関する普及啓発	相談窓口や活用方法等、在宅医療に関する情報について、市公式ウェブサイトへの掲載、「在宅医療ガイドブック」の配布・活用、まちかど講座の開催等により普及啓発を行います。 広く市民に周知するために在宅医療に関する講演会等を開催します。	高齢福祉課

1-5 安心と自立を目指した日常生活への支援

施策の目的

多様な介護予防・生活支援サービスが利用できる地域づくりにより、生活支援ニーズの増加に対応するとともに、高齢者が社会参加の機会や社会的役割を持つことで、生きがいを感じ、介護予防につながるよう、支援体制の充実を図ります。

現状と課題

平成 29 年 4 月から総合事業を開始し、要支援認定者や事業対象者が利用できる介護予防・生活支援サービス事業と、65 歳以上のすべての人が利用できる一般介護予防事業を実施しています。

また、住民主体の地域の支え合い、NPO や民間企業等多様な主体によるサービスの創出を目指して、8つの日常生活圏域に第2層の生活支援コーディネーター、市に第1層の生活支援コーディネーターを配置しています。

介護予防・生活支援サービスの充実に向けて、その必要性を住民や専門職、企業等が理解し、多様な主体が連携して地域で支え合う活動に結びつくための支援が必要です。

本市では、平成9年度から社協が地区社協の発足を支援し、平成28年度にはすべての町内会で町内福祉委員会が発足するとともに、平成29年度にはすべての町内福祉委員会で地域見守り活動が推進されるようになり、町内会を単位として地域福祉活動を推進しているところが特徴です。

課題として、町内会という地縁組織が互助の基盤となっているものの、町内会に属さない人もおり、また住民同士だけでは担い手の負担が大きいという課題もあり、NPO や民間企業への地域活動への広がりが求められますが不足していること、地縁組織の担い手も固定化し不足しがちなことなどが挙げられます。支え合いの地域づくりには非常に時間がかかるため、今後の急速な高齢化及びそれに伴う行政サービスの変化を見据え、今の内から支え合いの基盤を強化していく息の長い取組みが必要です。

施策の方向

本市においても高齢化は進み、将来的な人口減少時代に合わせた行政運営が必要であり、自助・共助を中心とした住民活動により地域の課題を解決し、それを公助により支援するという支え合いの地域づくりを進めていく必要があります。そのために、市をはじめ関係機関は、単なるサービス提供者ではなく、地域住民に対し課題となっていることを投げかけ、共有し、ともに考え、自発的な問題解決を促し、その伴走支援をしていくという姿勢が大事になります。

その手法として、3つの地域ケア会議と生活支援体制整備事業を実施します。

地域ケア会議については、地域課題を整理し、政策形成や新たな住民活動につなげていける

よう運営方法の充実を図ります。

生活支援体制整備については、生活支援コーディネーターが中心となり、生活支援に関するニーズを明確にし、住民等による新たな生活支援活動の創出や既存の活動の拡充へ結びつくよう働きかけます。また、日常生活圏域における既存の地縁組織への過度な負担を避け、さらなるサービスの多様性を確保するため、市全域を対象とした「地域支え合い情報交換会」を開催し、高齢者のニーズと企業活動をマッチングすることにより、関係者が win-win の関係を構築できるようコーディネートし、民間企業、NPO、社会福祉法人等の参画や公民連携を促します。本市の強みである町内福祉委員会を中心とした地域見守り体制を活かし、その見守り活動において気が付いた支援を必要とする人への生活支援も視野に地域活動を展開できるよう働きかけをしていきます。

このように、生活支援等のサービス提供者と利用者とは「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう元気高齢者をはじめとする地域住民の社会参加等を進め、世代を超えてともに支え合う地域づくりを進めていきます。

重要なことは、総合事業、生活支援体制整備事業、在宅医療・介護連携推進事業、認知症施策推進事業等、事業範囲が重なりあう部分の連動性をいかに持たせることができるかということです。例えば、本市には多くの「通いの場」が存在しますが、十分に介護予防プランに反映されているとまではいえません。生活支援コーディネーターも、単に「通いの場」を作ることを目的とするのではなく、プランナーの求める機能や要素を把握すること、逆にプランナーは、介護予防プランに活用するために、地域資源の情報を熟知する必要があるため、通所型サービス事業所等も機能訓練を実施するだけでなく、利用者の有する能力に応じ、サービスの終了後を見据えた活動的な生活の提案ができるようになる必要があります。地域ケア会議等の様々な場面で、多職種、住民が共通の目標設定ができるよう働きかけていきます。

【個別事業】

NO	事業名	内容	関係課
1-5-1	地域ケア会議	「地域ケア個別会議」、「地域ケア地区会議」、「地域ケア推進会議」を通じて、地域の課題の把握と解決策を行政施策に反映できるシステムを市内全域で展開します。	高齢福祉課
1-5-2	生活支援サービスの体制整備	生活支援コーディネーターを中心に、日常生活圏域において生活支援ネットワーク会議を開催して高齢者の生活ニーズ等を協議し、地域資源の発掘と介護予防・生活支援サービスの創出を行います。 市域全体の生活支援体制を推進するため、「地域支え合い情報交換会」を開催し高齢者、地域のニーズと民間企業等のサービスのマッチングや新たなサービスの創出を行います。	高齢福祉課 社会福祉協議会
1-5-3	あんジョイ生活サポーター養成研修事業	高齢者の特性や生活援助方法を学ぶ機会を提供し、高齢者の生活支援の担い手を養成します。研修修了者が生活支援訪問サービスだけでなく、ボランティアなど何らかの活動に結びつけられるようマッチングや、活動支援を行います。	高齢福祉課
1-5-4	高齢者地域生活支援促進事業	サロンや体操教室、ごみ出しなど介護予防・生活支援を目的とする主体的な住民活動を対象に補助金を交付し経済的に支援します。	高齢福祉課

1-6 権利擁護等

施策の目的

虐待や認知症等により、権利擁護の観点から支援が必要な高齢者に対し、適正な支援をします。

現状と課題

介護者の精神的・身体的な負担の増大や家庭内の問題等から起きる高齢者虐待の相談や通報に対応しています。地域包括支援センターが中心となり、民生委員や地区社協との連携を強化し、高齢者虐待の防止や早期発見に努めています。

高齢者施設等の従事者による虐待もあり、地域、施設等を含めた高齢者虐待防止の取り組みが必要です。また、身寄りがいない、家族と疎遠であるなど様々な事情を抱えた高齢者に対しては、関係機関の連携した支援が必要です。

認知症等で判断力が低下した人でも福祉サービスの利用契約や適切な財産管理等により安心して地域で生活できるよう、成年後見制度の利用に関する支援を行っています。成年後見制度の理念でもあるノーマライゼーションの推進を図るとともに、制度の利用を必要とする人やその家族が適切に利用できるよう、相談・啓発の中心的役割を担う機関や関係機関の連携した支援体制が必要となっています。

施策の方向

地域包括支援センターが関係機関と連携して高齢者への虐待を防止するとともに、介護者の負担等を軽減するための助言や援助を行います。高齢者施設等の従事者による虐待については早急な事実確認を行い、必要に応じ適切な指導や処分を検討します。なお、必要な事項は、虐待等防止地域協議会で情報交換や対応の検討を行います。

また、高齢化が進む中、財産管理に加え意思決定支援や身上保護に重点を置いた成年後見制度の利用による権利擁護が重要視されており、成年後見制度利用支援事業を引き続き実施するとともに、相談・啓発の中心となる機関の確立や司法・福祉等の分野の関係機関が連携した支援ネットワークの構築を目指す必要があることから、本計画と併せて、「安城市成年後見制度利用促進計画」を策定し、支援体制等の整備等に取り組むことで、成年後見制度等の利用促進に努めます。

＜安城市成年後見制度利用促進計画＞

1 計画の位置付け

この項目を、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に基づき市町村が定める基本的な計画である「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（成年後見制度利用促進計画）」として位置付け、計画期間を令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間とし、制度に関する施策の方向性を示すとともに、適切な利用が促進されるよう、各種事業に取り組めます。

2 成年後見制度の現状と課題

市では、親族がいないため申立てができない場合に市長が代わりに申立てを行う「市長申立」、及び、審判の請求や成年後見人に対する報酬費用に係る助成制度として「成年後見制度利用支援事業」を実施しています。また、安城市社会福祉協議会では、親族がおらず低所得である人を対象とした法人後見受任とともに、成年後見制度利用に係る相談や普及啓発に取り組んでいます。

成年後見制度は、制度内容や手続きが難しく複雑であり、後見人の役割について十分な理解がされていない状況であると考えられ、地域住民や地域団体等の関係者も含めたさらなる普及啓発が必要です。また、成年後見に関する相談機関の明確化や関係機関の連携を図ることが重要となってきたことから、制度の利用促進を図る上で中心的役割を果たす機関が必要です。

○名古屋家庭裁判所が管理する安城市内の被後見人等の人数

(人)

成年後見	保佐	補助	任意後見
145	20	3	2

資料：名古屋家庭裁判所（令和元年 12 月 31 日現在）

3 取組目標

(1) 関係機関との連携と中核機関の設置

適切な成年後見制度の利用が図られるよう、既存事業を継続的に実施するとともに、家庭裁判所を含めた司法及び福祉分野における関係機関が連携・協力し、権利擁護支援を行う地域連携ネットワークの構築を進め、成年後見制度の中心的役割を担い、相談や普及啓発等の各種事業を実施する中核機関の設置を目指します。

また、中核機関による適切な支援や課題等を協議する場として、関係機関等による協議会の設置について検討を行います。

(2) 普及啓発の強化

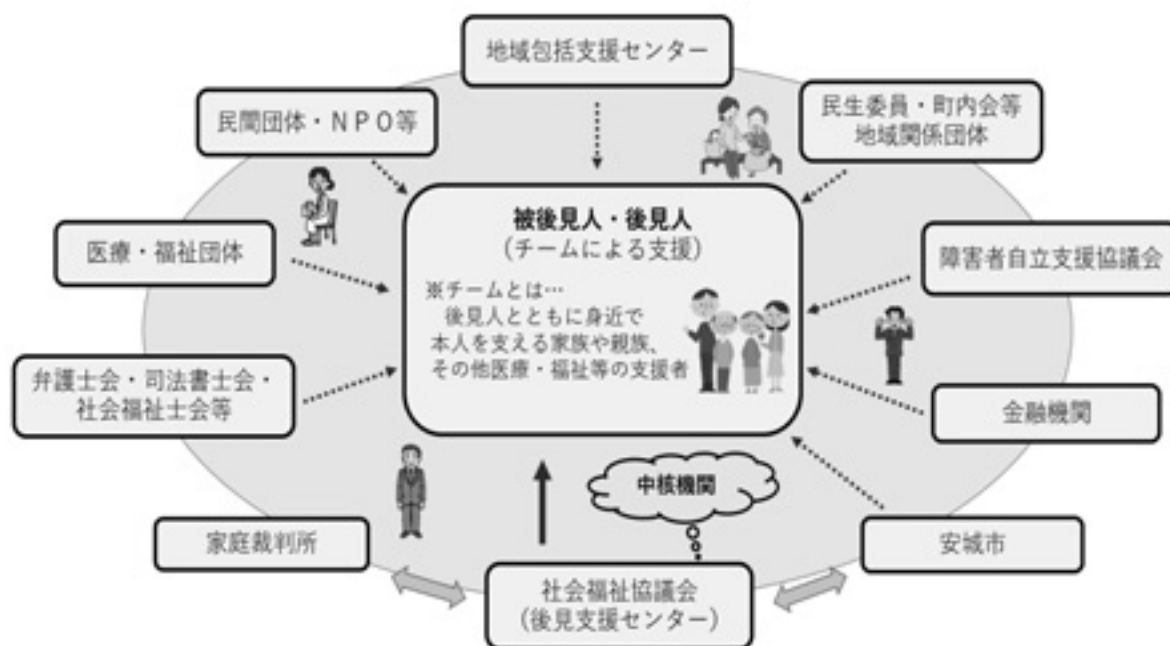
成年後見制度の有効な利用促進という点においては、本人以上に、その家族や地域全体への啓発が重要となるため、民生委員・児童委員、町内福祉委員会等の地域団体や地域住民に対して勉強会や研修会を継続的に実施するなど、広く普及啓発を図ります。

(3) 相談支援体制の充実

中核機関が相談機関としての役割を担い、中核機関を中心とする地域連携ネットワークの機能を活かした相談支援体制の充実に努めます。

また、成年後見申立前の相談はもとより、成年後見開始後においても被後見人の適切な権利擁護が図られることが重要となります。地域連携ネットワークの機能を活かし、後見人を含むチーム（被後見人、後見人等の身近な親族や地域包括支援センター、障害相談支援事業所、地域等における関係者）の相談、助言等に適切に応じられる支援体制を目指します。

○イメージ図 ～地域連携ネットワークと中核機関の役割～



【個別事業】

NO	事業名	内容	関係課
1-6-1	高齢者虐待防止の推進	虐待の防止及びその早期発見のため、市や地域包括支援センターが中心となり、民生委員、地区社協、介護保険サービス事業所と連携し、高齢者の虐待防止を推進します。 また、広報紙や介護保険事業者連絡調整会議等で通報の重要性について啓発を行います。	高齢福祉課
1-6-2	老人保護措置事業	対象となる高齢者について、養護老人ホーム等への入所等の措置を行うことで、心身の健康の保持及び生活の安定を図ります。 [対象] 環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な、原則として 65 歳以上の高齢者	高齢福祉課
1-6-3	成年後見制度利用支援事業（市長申立て）	特別の理由がある場合に限り、成年後見制度（法定後見制度）の利用の申立てを市長が親族に代わり家庭裁判所へ行きます。また、成年後見人等への報酬を支払うことが困難である生活保護受給者等に対し、報酬分を助成します。 [対象] 65 歳以上で認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分なため、申立てを行うことが困難であり、かつ親族等がない人	高齢福祉課
1-6-4	成年後見支援事業（相談支援、啓発及び法人後見事業）	認知症、知的障害、精神障害等によって判断能力の不十分な人の権利を守るための成年後見制度を市民に広く周知するとともに、制度に関する相談や助言を行います。また、家庭裁判所の審判に基づき、社協が法人として後見業務を行います。	障害福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会

【実施状況と計画目標（想定事業量）】

(事業量) (個別事業)	実績		目標・想定事業量
	平成30年度	令和元年度	令和5年度
[1-1-3] 短期集中型介護予防サービス利用者実人数 (人)	72	85	90
[1-1-5] 自立支援サポート会議での検討ケース数 (件)	—	—	36
[1-1-8] 町内健康体操教室実施か所数（か所）	68	70	75
[1-1-9] 地域リハビリテーション活動支援事業実施 数（回）	61	73	80
[1-1-10] リハビリ専門職によるアセスメント支援実 施数（件）	—	—	48
[1-2-1] 認知症初期集中支援チームによる支援終結 時に医療・介護認定等の支援につながった 人の割合（％）	—	88.0	80.0
[1-2-2] 見つかるつながるネットワーク登録者数 (累計：人)	124	196	360
[1-2-3] 認知症サポーター養成講座（回）	27	33	25
認知症サポーターステップアップ講座修了 者数（累計：人）	51	68	148
[1-2-4] 認知症カフェか所数（累計：か所）	8	10	14
[1-3-1] 在宅ねたきり高齢者等介護人手当事業（人）	415	452	590
[1-3-2] おむつ費用助成事業（人）	406	435	580
[1-4-2] 市民の ACP 認知度（％）	—	26.3	30.0

(事業量) (個別事業)	実績		目標・想定事業量
	平成30年度	令和元年度	令和5年度
[1-4-3] サルビー見守りネット登録療養者数(人)	194	265	465
[1-5-1] 地域ケア個別会議(困難ケース解決型)の開催回数(回)	247	182	240
地域ケア個別会議(自立支援検討型)の開催回数(回)		225	96
[1-5-2] 認定者、事業対象者を主な対象とした住民活動(団体数)	8	9	10
生活支援ネットワーク会議開催数(回)	12	21	16
[1-5-4] 高齢者地域生活支援促進事業 利用団体(数)	34	39	54

2 地域における支え合いと社会参加の推進

2-1 住民主体の地域福祉活動の支援

施策の目的

住み慣れた地域でいつまでも安心して生活するためには、地域における人のつながり、支え合いが重要です。地域におけるつながりを深め、住民が安心して暮らせるよう、住民主体の地域福祉活動を支援します。

現状と課題

地域には、町内福祉委員会、老人クラブ、自主防災組織、ボランティア団体など様々な組織があり、こうした地域組織の活動が地域福祉を推進するうえでの基礎となっています。

各福祉センターをはじめ社協が主体となって、町内福祉委員会や地域ボランティアグループが行うサロン活動や見守り活動の支援を行うとともに、地域福祉活動勉強会、各種講座及び講演会を開催し、広報紙を発行するなど、住民主体の地域福祉活動を推進するための事業を実施しています。

このように、地域福祉の体制の整備は進んでいるものの、地域コミュニティの希薄化、60歳代や女性の就業率の高まりなどから、地域福祉活動の担い手の不足、高齢化といった課題があります。

施策の方向

町内福祉委員会が、町内福祉活動計画に基づき活動の充実に取り組めるように支援します。町内福祉委員会の機能強化に向けて、担い手の人材発掘・育成支援に取り組むとともに、社協が地域の状況を踏まえて助言や活動相談等を行える体制づくりを支援します。

【個別事業】

NO	事業名	内容	関係課
2-1-1	地区社協の活動の支援	住民主体の地域福祉活動を推進するための事業を実施している地区社協の活動を支援します。	社会福祉協議会
2-1-2	町内福祉委員会の活動の支援	住民主体の地域福祉活動を推進するため、町内福祉委員会の活動を支援します。	社会福祉協議会
2-1-3	地域見守り活動の推進	安心して暮らせる地域づくりを進めるため、町内福祉委員会を中心とした近隣住民による見守り活動の推進を図ります。	社会福祉協議会
2-1-4	サロンの開催支援	地域住民相互の仲間づくり、介護予防、地域での見守り活動の推進のため、町内福祉委員会及び地域ボランティアグループによる身近な地域でのサロン等の交流活動の開催を支援します。	社会福祉協議会
2-1-5	住民組織と福祉団体・福祉事業者とのマッチング	町内福祉委員会やボランティア、福祉団体、福祉事業者、NPO等の個人や団体を相互に結びつけることにより、各団体の活動の活性化、有益な関係性の構築を図ります。	高齢福祉課 社会福祉協議会
2-1-6	高齢者見守り事業者ネットワーク事業	市、社協、協力事業者が相互に連携を図り、協力事業者が通常の事業活動の中で異変のある高齢者及び支援を必要とする高齢者を早期に発見するなど、地域社会全体で高齢者を見守る体制を構築します。	高齢福祉課
2-1-7	生活支援・見守り協力店事業	地域内にある店舗や事業所等の協力を求め、町ぐるみで高齢者等の見守り支援や生活支援を行えるよう地域におけるネットワークを拡げます。	社会福祉協議会

2-2 健康づくりの推進

施策の目的

心身の健康を維持し、いきいきとした生活を送るために、社会全体で相互に支え合い、市民一人ひとりの健康に対する意識が向上し、健康づくりを実践するよう図ります。

現状と課題

生活習慣病の有病者や予備群が増加している近年の状況を踏まえて、自身の健康状態を知る機会として、後期高齢者医療健康診査・特定健康診査など各種健康診査を実施しています。このほか、健康づくりの実践に向けた支援として、健康に関する正しい知識を普及するための情報提供、生活習慣を見直すための相談、参加したくなる・知りたくなる機会や健康づくりに取り組むきっかけになるような事業等を実施しています。

団塊の世代が高齢期を迎え、健康づくりがますます重要となっている中、よりよい生活習慣の獲得や改善に向けた行動変容につながるような工夫が求められています。

施策の方向

自らの健康状態への気づきは、健康づくりに向けた第一歩として重要であることから、引き続き健康診査の受診を働きかけます。また、保健事業と介護予防の一体的な実施については、高齢者の個別的支援と、「通いの場」等への関与を両輪で取り組みます。

【個別事業】

NO	事業名	内容	関係課
2-2-1	後期高齢者医療健康診査・特定健康診査	生活習慣病等の疾病予防を目的とした健康診査を実施します。 [対象] 後期高齢者医療健康診査 ・・・後期高齢者医療制度加入者 特定健康診査 ・・・40～74歳の安城市国民健康保険加入者	国保年金課 健康推進課
2-2-2	健康相談	健康上の不安や生活習慣改善等の相談に応じる保健相談と、栄養や食生活改善のための栄養相談を行っています。こころの悩みがある家族への接し方に困っている市民に対し、「家族のためのこころホッと相談日」を設けています。	健康推進課

2-3 生きがいづくりの支援

施策の目的

高齢者が、教養の向上や趣味、スポーツ等にいきいきと取り組むことができるよう支援し、健康づくりや生きがいづくりにつなげます。また、高齢者が持つ豊富な経験、知識、技能を活かして、地域社会の活性化や地域課題への対応に取り組みます。

現状と課題

本市では、公民館、体育館、福祉センター、アグリライフ支援センター等で市民向け講座等を開催しており、それらへの参加を通じて、高齢者の生涯学習活動の機会を提供しています。また、運動の機会の提供等を通じて、高齢者の運動を支援し、「するスポーツ」を推進しています。高齢者の自主的な免許返納の動きも広がってきており、あんくるバスの運行を継続して行うとともに、高齢者の社会参加の促進に関する取組みとして、後期高齢者には乗車料金を助成しています。

高齢者の培ってきた経験や関心に基づき、多様な社会参加の機会が求められており、ボランティアセンター事業、市民活動センター事業、シルバー人材センター、老人クラブの育成等を通じて、活動機会の提供、地域を支える担い手やボランティアの養成を行っています。

市民活動やボランティア活動に関心を持ち、参加する時期は定年退職以降がほとんどであるため、在職中から関心を持ってもらうことが必要です。

施策の方向

高齢者の生涯学習活動を促進するため、効果的な周知方法、学習ニーズに応じたテーマや開催形態、指導者の育成を検討します。講座等の終了後においても自主的な活動につながるよう、参加者・利用者の関係づくりや活動に対する支援を進めます。

高齢者が支える側として活躍できる場を創出し、高齢者の生きがいづくりを図ることにより地域社会の活性化を目指します。

【個別事業】

NO	事業名	内容	関係課
2-3-1	老人クラブへの支援	高齢者の老後の生活を健全で豊かなものにするため、会員の教養の向上、健康の増進、レクリエーション、地域社会との交流を総合的に実施できるよう支援します。	高齢福祉課
2-3-2	あんくるバス運行事業	高齢者をはじめとする市民の移動手段である、あんくるバスを継続して運行します。	都市計画課
2-3-3	高齢者社会参加促進事業	あんくるバスの乗車料金相当額を助成して無料とすることにより、外出を支援します。 [対象] 75歳以上の高齢者	高齢福祉課
2-3-4	路線バス補助事業	市民の移動手段の確保を図るため、赤字路線であることから存続が困難とされている民間バス路線に対して、支援（補助金の交付）を行い、高齢者をはじめとする市民の移動手段である路線バスの運行の存続を支援します。	都市計画課
2-3-5	シルバー人材センターの支援・雇用の場の確保	自らの生きがいの充実や地域社会の発展に貢献したいと望んでいる高年齢者に対して、臨時的かつ短期的な仕事等を提供します。 [対象] 定年退職者等で、60歳以上の健康でシルバー人材センターの理念に賛同する人	高齢福祉課
2-3-6	ボランティアセンター事業	ボランティア育成事業（ボランティア養成講座の開催）、ボランティア相談事業（活動希望、派遣希望、情報提供等）、啓発事業のほか、活動拠点や資材の提供等を行います。	社会福祉協議会
2-3-7	市民活動センター事業	市民が気軽に市民活動やボランティア活動に参加するきっかけづくりと、市民活動団体の活動を支援します。	市民協働課
2-3-8	高齢者教室	地区公民館において、生きがいを求める学習、健康づくり・介護予防につながる学習の機会を提供します。 [対象] 概ね65歳以上の市民	生涯学習課

NO	事業名	内容	関係課
2-3-9	シルバーカレッジ	幅広いカリキュラムで2年間（年間23回程度）の連続講座を開催します。 [対象] 60歳以上の市民	生涯学習課
2-3-10	地域における高齢者スポーツの推進	スポーツをすることで、現在の健康を保持・増進することを目的として、「高齢者向けスクール」「歩け・ランニング運動」「おはよう！ふれあいラジオ体操会」等の事業を実施します。	スポーツ課
2-3-11	「農」のある暮らしの促進	生きがいつくりや健康づくりを促進するため、アグリライフ支援センターで野菜づくり入門コースを開催します。	農務課
2-3-12	福祉センター講座	生きがいつくりと社会参加を促進するため、各福祉センターで幅広い講座を開催します。	社会福祉協議会
2-3-13	福祉センターサロン	福祉センターの利用者や地域の高齢者を対象に、居場所や仲間づくり、地域サロンの担い手の養成を目的としてサロンを開催します。	社会福祉協議会



2-4 在宅生活の支援

施策の目的

介護保険サービスや民間サービスとともに、介護保険サービス等では対応が困難な日常生活支援、住環境の改善、移動支援など、様々な状況やニーズにきめ細かく対応できる在宅支援サービスを提供することで、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送り続けることができるよう、在宅生活の支援の充実を図ります。

現状と課題

ひとり暮らし高齢者が増加するとともに、支援を必要とする高齢者が増加しており、日常生活における支援の必要性が高まっています。

ひとり暮らし高齢者に対しては、ひとり暮らし認定を行うことで、地域包括支援センターや民生委員等と情報を共有し、見守り、安否確認等を実施しています。

高齢者に対する在宅生活支援サービスについては、ひとり暮らし高齢者を中心に、日常生活用具給付事業、人にやさしい住宅リフォーム費助成事業、寝具乾燥事業、高齢者軽度生活援助事業、高齢者外出支援サービス事業等を実施しています。

今後も引き続き、必要とする人にサービスが行き届くよう、地域包括支援センター、民生委員等による情報の共有化を図る必要があります。

また、こうした在宅生活支援サービスについては、在宅生活の限界点の引き上げや介護予防推進の観点から、生活機能の向上に向けて事業内容を検証する必要があります。

施策の方向

要介護認定の有無にかかわらず何らかの支援を必要とする人や介護保険サービスだけでは十分なサービスが得られない人に対して、総合事業のサービスや民間の提供するサービスと連携した支援を含め、高齢者一人ひとりの状況に適した在宅生活支援サービスが提供されるよう、在宅生活支援に関する各事業の充実やさらなる周知に取り組みます。

また、今後増加が見込まれている日常的に家族による支援が困難なひとり暮らし高齢者等が末永く安心した生活を送れるよう、各種サービス内容の検証を行い、継続的かつ効果的な在宅生活支援サービスの提供を図ります。

移動面においては、在宅生活の機能向上に向け、高齢者の活動機会や日常生活における外出手段との組み合わせと併せて適正な受益者負担を考慮しつつ、バスやタクシーの活用を含めた外出支援サービスや、家族や近隣住民による移動支援体制について検討を進め、住民・民間事業者・市それぞれにおける対応の充実を図ります。

【個別事業】

NO	事業名	内容	関係課
2-4-1	高齢者外出支援サービス事業	車椅子用昇降機やストレッチャー用昇降機を装備したタクシーの利用料金の一部を助成します。 [対象] 要介護1以上で、通常の自動車に乗れない高齢者	高齢福祉課
2-4-2	車いす移送車サルビア号貸出事業	車いす移送車の貸出しを各福祉センターで行い、外出を支援します。 [対象] 市内在住で車いす使用者を移送する人、市内在住の車いす使用者を移送する市外在住の二親等以内の親族、市内の福祉団体や、福祉施設の会員、職員等	社会福祉協議会
2-4-3	車いす貸出事業	一時的に車いすが必要な人に対し、1か月を限度に車いすを無償で貸し出します。 [対象] 市内在住で、家庭での日常生活に支障のある人、市内の福祉関係者及び福祉施設関係者	社会福祉協議会
2-4-4	寝具乾燥事業	毎月、布団及び毛布の殺菌・乾燥を行い、そのうち年4回は水洗いを行います。 [対象] 65歳以上のねたきりの人、ひとり暮らし認定高齢者、認知症高齢者、高齢者世帯、又は在宅重度心身障害者	高齢福祉課
2-4-5	訪問理容サービス事業	自宅へ理容師が出張し、理髪（洗髪を除く）及びひげそりを行います。利用券を最大年6回分交付します。 [対象] 在宅ねたきり高齢者等介護人手当の受給者が介護している高齢者	高齢福祉課
2-4-6	福祉サービス利用援助事業	認知症高齢者等の在宅生活を継続するため、支援計画を作成し、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理等を行います。	社会福祉協議会
2-4-7	障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置	利用者負担額における障害者施策との不均衡を是正するため、経過措置として利用者負担額を軽減します。 [対象] 低所得であって、障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた人等	高齢福祉課

NO	事業名	内容	関係課
2-4-8	高齢者軽度生活援助事業	外出の付添い、食事の支度、草取り、庭木の手入れ等をシルバー人材センター会員が高齢者本人と一緒にいきます。 [対象] ひとり暮らし認定高齢者又は高齢者のみの世帯に属し、日常生活を営むうえで支障がある人（所得制限有り）	高齢福祉課
2-4-9	日常生活用具貸与事業	65歳以上のひとり暮らし認定高齢者に住宅用火災警報器を給付し、70歳以上のひとり暮らし認定高齢者（所得制限有り）に自動消火器を給付します。 退院等により介護が必要な要介護1以下の人（所得制限有り）に介護支援ベッドを貸与します。 市、社協、福祉センター、地区社協及び地域包括支援センター等において、65歳以上で歩行に支障のある人を対象に、歩行支援用の杖を、1人1本を限度に無料で給付します。	高齢福祉課
2-4-10	友愛訪問事業	安否の確認や話し相手として、地区の老人クラブ会員が週2回程度訪問します。 [対象] 近所づきあいや地域での交流の少ない65歳以上のひとり暮らし認定高齢者	高齢福祉課
2-4-11	福祉電話事業（電話訪問サービス）	民生委員やボランティアが、週に1回電話をかけ、安否の確認を行います。 [対象] 継続して安否の確認を必要とするひとり暮らし認定高齢者、高齢者のみの世帯又は在宅重度身体障害者	高齢福祉課
2-4-12	緊急通報装置設置事業	緊急通報装置を電話回線に取付け、急病等の緊急通報を受けた場合は、速やかに対応します。 [対象] 75歳以上のひとり暮らし認定高齢者や65歳以上の要介護認定者及び発作性の病気にかかっている人等	高齢福祉課

NO	事業名	内容	関係課
2-4-13	鍵の預かり事業	自宅玄関の合鍵を預かり保管するとともに、市や社協等が行う安否確認や紛失時等に対応します。 [対象]ひとり暮らし高齢者・障害者等で希望する人	社会福祉協議会
2-4-14	高齢者給食サービス事業	食の自立の観点から、十分なアセスメントを行ったうえで計画的に提供するとともに、安否の確認をします。 [対象] 在宅で 65 歳以上のひとり暮らし高齢者、70 歳以上の高齢者のみの世帯、65 歳以上のみの世帯で障害者世帯又は要介護認定者がいる世帯もしくは、日中独居世帯	高齢福祉課
2-4-15	高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業	対象の高齢者に生活援助員を派遣して、生活指導、相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供し、在宅生活を支援します。 [対象] 高齢者世話付の県営住宅に居住する高齢者	高齢福祉課 社会福祉協議会



2-5 住環境の整備

施策の目的

住まいは生活の基盤であり、高齢者にとって安心して生活できる居住の場の確保は非常に重要です。高齢者が自立した日常生活を送ることができるように、高齢者に適した住宅等の整備を促進します。

現状と課題

家庭における生活環境の整備により、安心して日常生活を送ることができるようにするため、人にやさしい住宅リフォーム費の助成や家具転倒防止器具取付けを実施しています。

サービス付き高齢者向け住宅は、安否確認と生活相談を提供する比較的元気な高齢者から、介護や在宅医療が必要な高齢者の住まいまで多様であり、入居者が安心して生活ができるよう、的確な運営が行われる必要があります。

今後、要介護者やひとり暮らし高齢者等の増加を踏まえて、介護サービスや生活支援サービスと連携した住まいを確保する必要があります。

施策の方向

住宅改修の支援、家具転倒防止器具の取付けを継続して実施します。

市営住宅においても、高齢者の自立や介護を考慮した整備に引き続き取り組みます。

また、民間賃貸住宅等については、各種支援制度等について、引き続き情報提供に努めていきます。

サービス付き高齢者向け住宅の新設については、住宅・福祉担当が情報共有するとともに、介護や在宅医療が必要な高齢者が入居している場合、介護保険の現地指導等を活用しながら適切な運営を促します。

高齢者が安心して生活するために、多様な住み方が選択できるよう、住宅・福祉・介護関係者で住まいに関する取組みを検討します。

【個別事業】

NO	事業名	内容	関係課
2-5-1	人にやさしい住宅リフォーム費助成事業	住宅改修に要する費用について、10万円を限度に助成します。 [対象] 住宅改修が必要なひとり暮らし認定高齢者、高齢者世帯（ともに所得税非課税）、要介護認定者等で運動器の機能に支障のある人	高齢福祉課
2-5-2	家具転倒防止器具取付事業	対象者の申請に基づき、住居の中で利用頻度の高い寝室、居間等の家具に、家具転倒防止器具を取り付けます。 [対象] ひとり暮らし認定高齢者等	高齢福祉課
2-5-3	市営住宅高齢者向け住戸改善事業	加齢による身体機能の低下や障害が生じた場合にも住み続けることができるよう、既存の市営住宅を高齢者向け住戸に改善します。主な改善内容として、段差解消、手すり設置、非常用ブザー設置等を推進しています。	建築課
2-5-4	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく各制度の周知	高齢者が安心して生活できるよう、住まい・介護・福祉の関係者と連携し、サービス付き高齢者向け住宅やバリアフリーに対応した住宅、住宅改修等の住まいに関する情報を提供します。	建築課 高齢福祉課
2-5-5 [新規]	高齢者中短期入所生活支援事業	養護老人ホーム内の居室を利用し、一時的な居住機能及び生活支援機能を、高齢者に対し総合的に提供することで、高齢者が安心して健康で明るい生活を送ることができるよう、また、家族の養護負担の軽減を図ることができるよう支援します。	高齢福祉課

2-6 安全対策の推進

施策の目的

高齢者が地域において安全・安心に暮らせるようにするため、大規模地震や風水害等に対する防災・減災対策に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症等の危機的状況に対しては、関係機関や関係団体への協力要請を行うなど、連携した対応を図ります。

高齢者を狙った振り込め詐欺やひったくり等の犯罪被害の防止、高齢者の交通事故の防止を図ります。

現状と課題

防災については、市内の73自主防災組織と連携し、安全安心情報メール等により防災情報を提供しています。また、町内福祉委員会による防災・福祉マップの作成や地域実態の把握に対する支援を行っています。

災害時の避難所として、福祉避難所に位置づけられる福祉センターの他に、民間社会福祉施設等と「特定福祉避難所の開設及び運営等に関する協定」等を締結し、専門的なケアを必要とする要配慮者の受入体制を整えてきました。また、災害発生時を想定し、特定福祉避難所との無線訓練を実施しています。

今後、避難行動要支援者支援制度を核として、自主防災組織や町内福祉委員会、民生委員やその他の支援者が、多様な災害に対して協力して効果的な活動ができるよう、活動の定着と充実を図る必要があります。また、福祉避難所や特定福祉避難所と連携し、災害発生時を想定した避難所運営訓練等を行い、避難体制の強化を図る必要があります。

災害初動期における自主防災組織を中心とした地域における共助の活動の充実と、その後の避難行動要支援者を含む被災者に対する公助の体制の充実が必要です。

防犯・交通安全については、老人クラブ等を通じて高齢者に対する教室を実施するなど、防犯と交通安全の啓発に努めています。しかし、高齢者が被害に遭う犯罪や交通事故はいまだに多く発生しているため、より一層の啓発が必要です。

施策の方向

引き続き市内の自主防災組織による訓練を推進し、防災・減災に対する啓発を行います。

民生委員の個別訪問時に防災・防犯等の啓発を依頼するなどして、高齢者への情報提供に取り組みます。また、避難行動要支援者支援制度の対象者へ、日頃から本人への情報提供同意を働きかけていきます。

特定福祉避難所とは、無線訓練を引き続き実施するとともに、実際に災害が発生した際、より適切な避難所運営ができるよう、訓練内容の充実に努めます。

防犯・交通安全については、リーダーの育成を行うとともに、リーダーによる啓発活動を推進していきます。また、犯罪等の情報提供を積極的に行い、防犯意識、交通安全意識の向上に取り組みます。

新型コロナウイルス等の感染症への対応については、変化する状況に応じ適切な対策が講じられるよう高齢者と関係性の深い機関への協力要請を行うとともに、速やかな情報共有を図ります。また、高齢者への周知にあたっては、老人クラブ等の地域団体や医療・福祉分野の関係機関がその役割を果たしていることが多いため、速やかな対策が講じられるよう、日常的な業務・活動を行う中で関係の強化を図ります。

【個別事業】

NO	事業名	内容	関係課
2-6-1	地域ぐるみの防災活動の推進	全自主防災組織で訓練を行うとともに、自発的な訓練を実施できるよう働きかけ、地域ぐるみの防災活動を推進します。	危機管理課
2-6-2 [新規]	地区防災計画策定支援事業	市は、マニュアル提供等を行い、各地区の主体的な地区防災計画策定を支援します。これにより、住民の防災意識を高め、地域における「自助・共助」の力を一層高めます。	危機管理課
2-6-3	避難行動要支援者支援制度の啓発	災害時に自力で避難することが困難な要支援者が、的確な支援を受けることができるよう、避難行動要支援者支援制度の啓発を行います。また、日頃の見守り活動にも活用できるよう、地域の支援者との情報共有を図っていきます。	社会福祉課 危機管理課
2-6-4	防犯啓発活動の推進	高齢者を対象とした防犯教室を開催するとともに、防犯ボランティアリーダーによる地域での啓発活動により、高齢者に様々な防犯活動への参加の機会を提供します。	市民安全課
2-6-5 [新規]	交通安全研修会	交通安全リーダー及び各老人クラブ会員の希望者を対象とした交通安全研修会を開催することにより、交通安全意識の高揚を図り、交通事故撲滅を図ります。	市民安全課

【実施状況と計画目標（想定事業量）】

(事業量) (個別事業)	実績		目標・想定事業量
	平成30年度	令和元年度	令和5年度
[2-1-4] 月1回以上開催のサロン数	144	183	154
[2-1-5] 住民組織と福祉団体・福祉事業者とのマッチング件数	—	152	100
[2-2-1] 後期高齢者医療健康診査実施率(%)	43.7	44.1	45.0
[2-3-1] 老人クラブ数(団体)	99	98	100
会員数(人)	10,621	10,228	10,000
[2-3-3] あんくるバス後期高齢者月平均利用者数(人)	13,292	14,818	14,950
[2-3-5] シルバー人材センター登録会員数(人)	1,005	1,044	1,078
[2-3-8] 高齢者教室の教室数(教室)	11	11	10
[2-3-9] シルバーカレッジのクラス数(クラス)	2	2	2
[2-3-10] グラウンド・ゴルフ協会会員数(人)	251	242	330
高齢者向けスクールの参加者数(人)	129	132	120
歩け・ランニング運動の参加者数(人)	7,808	7,861	7,400
おはよう！ふれあいラジオ体操会の参加者数(人)	15,159	13,259	10,700
[2-3-11] 野菜づくり入門コース実施数(回)	2	2	2

(事業量) (個別事業)	実績		目標・想定事業量
	平成30年度	令和元年度	令和5年度
[2-3-12] 福祉センター講座数(講座)	58	54	45
福祉センター講座受講者数(人)	10,010	9,610	7,500
[2-3-13] 福祉センターサロン数(サロン)	50	64	65
福祉センターサロン参加者数(人)	22,627	25,620	18,000
[2-4-1] 高齢者外出支援サービス事業 利用者数(人)	617	629	660
[2-4-4] 寝具乾燥事業の利用者数(人)	57	52	60
[2-4-5] 訪問理容サービス事業 延利用者数(人)	58	36	50
[2-4-8] 高齢者軽度生活援助事業 月延利用者数(人)	1,175	1,136	1,250
[2-4-9] 介護支援ベッド貸与数(台)	19	20	20
高齢者用杖の給付数(本)	668	659	850
[2-4-10] 友愛訪問事業 訪問者数(人)	227	214	255
[2-4-11] 福祉電話事業(電話訪問サービス)利用者数(人)	170	149	150
[2-4-12] 緊急通報装置設置数(台)	438	426	432
[2-4-14] 高齢者給食サービス配食数(食)	72,153	73,348	79,000
特別食(人)	36	48	60
普通食(人)	494	486	600

(事業量) (個別事業)	実績		目標・想定事業量
	平成30年度	令和元年度	令和5年度
[2-5-1] 住宅リフォーム費助成実施数 (件)	111	124	175
[2-5-2] 家具転倒防止器具取付設置数 (世帯)	7	11	15
[2-5-3] 住戸改善事業 (戸：累計)	330	331	331
[2-6-1] 自主防災訓練への参加者数 (人)	15,688	14,392	18,000
自主防災訓練の実施率(実施組織／全組織 73) (%)	94.5	97.3	100
[2-6-2] 地区防災計画の策定数 (件)	—	—	5
[2-6-4] 高齢者対象の防犯教室の参加者数 (人)	1,332	869	900
[2-6-5] 交通安全研修会参加者数 (人)	—	—	100

3 介護保険サービスの安定と充実

3-1 介護人材の確保・離職防止

施策の目的

介護人材の確保は、適正なサービス提供や、介護保険制度の持続可能性の確保のために不可欠です。介護人材を広く確保し、専門性の向上を目指すとともに、介護現場の業務効率化と職場環境の改善を支援し、離職防止に取り組みます。

現状と課題

介護人材については、全国的に確保が難しくなりつつあります。本市も同様の状況に置かれており、多くの介護サービス事業者等は、介護人材の確保に苦慮しています。

本市のこれまでの人材確保支援策としては、県の補助事業の周知が中心でした。介護資格の取得にかかった経費に対する補助金事業も実施していましたが、近年、利用実績は減少しており、介護人材確保への取組みは限定的でした。

今後、介護人材の確保と離職防止を図るため、現状の取組みを見直し、事業を充実させる必要があります。

施策の方向

介護人材の確保については、県や介護サービス事業所等と連携しながら、多様な人材の確保・育成に取り組みます。

また、離職防止や職場への定着促進の観点から、介護職員へのハラスメント（身体的暴力、精神的暴力、セクシュアルハラスメント）防止に関するセミナーを実施するなどして、職場環境の改善を図ります。

また、介護サービス事業所等における業務効率化を図るため、介護ロボットや ICT の導入を促進します。なお、介護ロボット等の導入に係る費用については、補助金の交付対象となるため、事業者連絡調整会議等で介護サービス事業所等に周知し、導入を支援します。

【個別事業】

NO	事業名	内容	関係課
3-1-1 [新規]	介護人材確保に関する意見交換会の実施	介護人材不足の課題に官民共同で取り組むため、市と介護サービス事業所等が連携して意見交換を行い、介護人材確保、離職防止、業務効率化に向けた具体的な取組みについて検討します。	高齢福祉課
3-1-2 [新規]	多様な人材確保に向けた支援	介護の仕事について幅広い年代に周知啓発し、市民の関心を高め、介護人材の確保につながるよう努めます。	高齢福祉課
3-1-3 [新規]	介護の職場環境改善支援	ハラスメント防止対策、効率的な文書作成等に関するセミナーの開催等により、介護サービス事業所等における業務効率化と職場環境の改善を支援します。	高齢福祉課
3-1-4	介護関連資格取得等補助	介護関連資格取得等にかかる経費に対し、補助金を交付することにより、職員のキャリアアップを支援します。	高齢福祉課



3-2 的確で質の高いサービスの提供

施策の目的

介護保険制度への信頼性を高め、持続可能性を確保するため、不正・不適切な介護サービス事例については、事業者に改善を求め、的確で質の高いサービスの提供を図ります。また、介護サービスを必要とする人へ適切なサービスが提供されるよう、利用の促進を図ります。

現状と課題

介護サービス事業所等の質の向上を図るため、事業所等を訪問して行う実地指導、介護保険事業者連絡調整会議を通じての集団指導、ケアプラン指導研修、介護サービス相談員派遣事業に取り組んでいます。また、介護サービスが適正に提供されることを目指し、「愛知県介護給付適正化計画」を踏まえた介護給付等費用適正化事業を実施しています。

介護保険制度の持続可能性の確保の観点から、今後も引き続き、要介護認定者の自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメントやサービスの提供に取り組む必要があります。

地域密着型サービスや総合事業等、市が指定・指導を行うサービスが拡大しており、指定・指導体制の充実が必要です。

施策の方向

介護給付適正化を推進するため、引き続き「愛知県介護給付適正化計画」に基づき、介護給付適正化主要5事業に取り組みます。

実地指導については、感染症対策を講じたうえで実施します。有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅については、入居者に対し、併設する介護サービス事業所のサービスが適切に提供されているか、実地指導において確認を行います。

介護サービス相談員については、国の制度改正を踏まえて、派遣先に有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅を追加します。

ケアプラン指導研修については、自立支援型ケアマネジメントの作成に視点を置いて実施します。

【個別事業】

NO	事業名	内容	関係課
3-2-1	介護給付等費用適正化事業	主要5事業と位置づけられた「認定調査状況チェック」、「ケアプランチェック」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」を行います。	高齢福祉課
3-2-2	介護サービス事業者等への指導・監督	市が保険者として制度説明等を行う集団指導だけでなく、運営指導及び介護報酬請求について指導する実地指導を行います。また、指定基準違反や不正請求の疑いが認められる場合は、監査を行います。	高齢福祉課
3-2-3	ケアプラン指導研修事業	適切な居宅サービス計画作成を促進するために、居宅介護支援事業所のケアマネジャーを対象に研修会を開催します。	高齢福祉課
3-2-4	介護サービス相談員派遣事業	介護サービス相談員が、介護サービス事業所等を訪問し、事業者と利用者の橋渡し役として、サービス利用者の話を聴きます。このような活動を通し、サービス利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、介護サービスの質の向上を図ります。	高齢福祉課
3-2-5	介護保険制度趣旨普及事業	介護保険制度について広報紙への掲載、市民向け手引きの作成、事業所マップ等の作成により、最新の情報を提供します。また、まちかど講座、市公式ウェブサイト等を通じて、市民への周知を図ります。	高齢福祉課

3-3 介護保険事業の円滑な運営

施策の目的

本市における介護保険事業の円滑な運営のため、介護サービス事業者等への情報提供、低所得の人を対象とした利用者負担の軽減事業を実施します。

また、本計画の進捗管理や介護保険事業の運営状況について協議するため、介護保険・地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス運営委員会等を設置します。

現状と課題

介護サービス事業者等への支援として、市公式ウェブサイトの事業者向け情報にて広く情報提供を行うとともに、介護保険事業者連絡調整会議等にて国の報酬改定や、市の施策等について周知しています。

低所得の人への支援については、介護保険サービスの利用者費用負担の軽減を行っています。

また、介護保険事業の適切な運営と、本計画の推進のために、介護保険・地域包括支援センター運営協議会や地域密着型サービス運営委員会等を設置し、介護保険事業の運営状況について協議しています。

関係組織（ケアネット部会、ヘルパーネット部会、デイネット部会、グループホーム部会、施設部会、訪問看護ネットワーク部会、リハネット、小規模多機能部会等）と連携を図りつつ、介護保険事業を円滑に運営する必要があります。

施策の方向

介護保険事業を効果的かつ効率的に運営するため、本計画の進捗管理等は介護保険・地域包括支援センター運営協議会にて毎年実施します。また、地域密着型サービス運営委員会にて事業者の運営評価を行うことによって、事業所で提供されるサービスの質の向上を図ります。

災害・感染症が発生しても、介護サービス事業者等が継続してサービス提供できるよう、県と連携して支援を行います。

情報提供については、引き続き、市公式ウェブサイトや介護保険事業者連絡調整会議を活用し、介護サービス事業者等に介護保険や福祉サービスなど各種情報提供を行います。

介護保険事業の指定申請、報酬請求、指導監査等において、文書の簡素化、標準化に取り組み、ICT等の活用方策を検討するなど、介護分野の文書に係る介護サービス事業者等の負担軽減を図ります。

【個別事業】

NO	事業名	内容	関係課
3-3-1	介護保険・地域包括支援センター運営協議会	介護保険の運営状況、あんジョイプランの進捗管理、地域包括支援センターの運営に関して協議します。	高齢福祉課
3-3-2	地域密着型サービス運営委員会	地域密着型サービスの指定や指定基準、介護報酬の設定等について協議します。	高齢福祉課
3-3-3	介護保険事業者連絡調整会議	保険者として、介護サービス事業者等へ集団指導と情報提供を行います。	高齢福祉課
3-3-4	介護保険利用者負担額軽減措置事業	収入や預貯金等が一定条件にあてはまる低所得の人については、在宅サービスを利用したときの自己負担を軽減します。(安城市独自の軽減制度。)	高齢福祉課
3-3-5	社会福祉法人による利用者負担額軽減制度事業	世帯全員が市民税非課税であって、世帯収入や預貯金等が一定条件にあてはまる人については、軽減を実施している社会福祉法人等が行うサービスを利用したときの自己負担を軽減します。	高齢福祉課



【実施状況と計画目標（想定事業量）】

(事業量) (個別事業)	実績		目標・想定事業量
	平成30年度	令和元年度	令和5年度
[3-1-4] 介護関連資格取得補助事業交付件数（件）	0	3	10
[3-2-1] ケアプランチェック実施事業者数（か所／年）	3	6	10
住宅改修実態調査数（件／年）	34	46	96
[3-2-2] 介護サービス事業者等への実地指導数（件）	48	39	41
[3-2-3] ケアプラン指導研修会開催数（回）	4	2	2
[3-2-4] 介護サービス相談員派遣数（回）	458	468	500
介護サービス相談員への相談数（人）	5,026	5,173	5,350